○登米市入札契約監視委員会設置要綱

令和元年11月14日
告示第87号
改正　令和３年６月30日告示第181号

（設置）

第１条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年３月９日閣議決定）第２の１の(2)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公平性を確保するための第三者機関として、登米市入札契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　市の入札制度及び契約制度について検証及び審議を行い、意見を具申すること。

(2)　市が発注した全ての契約手続のうち、委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項について審議を行い、意見を具申すること。

ア　一般競争入札に関する参加資格の設定理由、経緯等

イ　指名競争入札に関する指名の理由、落札者決定の経緯等

ウ　随意契約に関する契約締結理由、経緯等

２　委員会は、前項各号の規定による意見の具申をしたときは、改善等の状況について報告を求めることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員４名で組織する。

２　委員は、入札制度に関する知見を有し、公正中立の立場を堅持できる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

３　第２条各号に掲げる事務に係る会議は、原則として年２回開催する。
４　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
５　委員会の会議は非公開とし、会議の審議概要は、公表するものとする。
（委員の除斥）
第６条　委員は、自己又は３親等内の親族の利害に関係のある事案については、審議に加わることができない。
（守秘義務）
第７条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（謝金）
第８条　委員には、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、契約検査室において処理する。
（委任）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、令和元年12月１日から施行する。
（経過措置）
２　第３条第３項本文の規定にかかわらず、令和元年度に委嘱する委員の任期は、委嘱した日から令和４年３月31日までとする。
附　則（令和３年６月30日告示第181号）
この告示は、令和３年７月１日から施行する。